

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(選考により採用できる職) 第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。 (1)～(8) [略] (9) [略]				(選考により採用できる職) 第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。 (1)～(8) [略] <u>(9) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</u> (10) [略]			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用 I種試験	[略]			職員採用 I種試験	[略]		
	社会福祉	[略]	教養試験		社会福祉	[略]	教養試験
	[略]		専門試験（多肢選択式） 論文試験 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） 身体検査		[略]		専門試験（多肢選択式） 論文試験 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） 身体検査
	総合土木	[略]			総合土木	[略]	<u>方</u> 教養試験 <u>法</u> <u>専門試験（多肢選択式）</u> <u>A</u> 論文試験 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） 身体検査 <u>方</u> 教養試験

			[略]
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用 I 種試験	[略]
職員採用 II 種試験	[略]
[略]	

[略]

			法 専門試験 (多 肢選択式) B 専門試験 (記 述式) 論文試験 人物試験 (個 別面接、集団 討論、適性検 査) 身体検査
			[略]
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用 I 種試験 (別表第2の 職種区分の欄に掲げる一般行政 及び総合土木の試験の方法が同 表の試験方法の欄に掲げる方法 Bであるものを除く。)	[略]
職員採用 I 種試験 (別表第2の 職種区分の欄に掲げる一般行政 及び総合土木の試験の方法が同 表の試験方法の欄に掲げる方法 Bであるものに限る。)	試験を実施する日の 属する年度の4月1日 における年齢が21歳以 上40歳未満の者である こと。
職員採用 II 種試験	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。